

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（変更案）

目 次

ページ

1	I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項	1
2	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	1
3	1 基本的な考え方	1
4	2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	2
5	3 鳥獣保護管理事業の実施の方向性	5
6	第二 鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施	7
7	1 制度上の区分に応じた保護及び管理	7
8	2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方	11
9	3 鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進	12
10	第三 特定計画制度の推進	13
11	1 特定鳥獣の適切な保護及び管理	13
12	2 地域における取組の充実	15
13	3 休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用	15
14	4 入猟者承認制度	16
15	第四 人材の育成・確保	16
16	1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保	17
17	2 研修等による人材育成	17
18	3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用	18
19	第五 鳥獣保護区の指定及び管理	18
20	1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理	18
21	2 鳥獣保護区における保全事業の推進	29
22	3 環境教育等の推進	20
23	第六 狩猟の適正化	20
24	1 基本的な考え方	20
25	2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実	20
26	3 網猟とわな猟の適切な実施	20
27	4 狩猟者の確保	21
28	5 鳥類の鉛中毒の防止	21
29	第七 傷病鳥獣の取扱い	21
30	第八 鳥獣への安易な餌付けの防止	22
31	第九 国際的取組の推進	22
32	第十 感染症への対応	22
33	第十一 関係主体の役割の明確化と連携	23
34	1 関係主体ごとの役割	23
35	2 関係主体の連携	25
36	第十二 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	25
37	1 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣	25
38	2 国の鳥獣捕獲許可の許可基準	26
39	3 輸入鳥獣の取扱いの適正化	26
40	4 愛玩飼養の取扱い	26

1		
2	II	希少鳥獣の保護に関する事項
3	第一	希少鳥獣の保護及び管理 27
4	第二	希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項 27
5	1	計画の対象とする鳥獣 27
6	2	計画の期間 27
7	3	計画の対象地域 27
8	4	保護又は管理の目標 28
9	5	保護事業又は管理事業 28
10	6	計画の記載項目 29
11	7	計画の作成及び実行手続 30
12	8	計画の見直し 30
13		
14	III	鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項 31
15	第一	鳥獣保護管理事業計画の計画期間 31
16	第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 31
17	1	鳥獣保護区指定の目的と意義 31
18	2	鳥獣保護区の指定方針 31
19	3	鳥獣保護区の指定区分及び指定基準 32
20	4	特別保護地区の指定 34
21	5	特別保護指定区域 34
22	6	休猟区の指定 35
23	7	鳥獣保護区の整備等 35
24	第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 36
25	1	鳥獣の人工増殖 36
26	2	放鳥獣等 36
27	第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 37
28	1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 37
29	2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 38
30	3	学術研究を目的とする場合 42
31	4	鳥獣の保護を目的とする場合 44
32	5	鳥獣の管理を目的とする場合 45
33	6	その他特別の事由の場合 51
34	7	鳥類の飼養登録 54
35	8	販売禁止鳥獣等の販売許可 54
36	第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 55
37	1	特定猟具使用禁止区域 55
38	2	特定猟具使用制限区域 55
39	3	猟区 55
40	4	指定猟法禁止区域 56
41	第六	特定計画の作成に関する事項 56
42	1	計画作成の目的 57
43	2	対象鳥獣 57
44	3	計画期間 57

項目	現行	変更案(赤字下線部)
1	I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項	鳥獣保護 <u>管理</u> 事業の実施に関する基本的事項
96		<u>(4)指定管理鳥獣</u>
97		<u>①対象種</u>
98		<p><u>指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣を除く)として、法第2条第5項に基づき環境大臣が定めるものとする。</u></p> <p><u>国は、全国的に生息数が増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、農林水産業又は生態系にかかる被害の状況について情報収集を行い、被害状況や生息状況の動向を把握し、適切な時期に指定管理鳥獣の指定ができるよう努めるものとする。さらに、指定管理鳥獣の生息状況等や捕獲等の特例措置の必要性を勘案して、必要に応じて対象種の見直しを行うものとする。</u></p>
99		<u>②管理の考え方</u>
100		<p><u>従来の有害鳥獣捕獲においては、捕獲数や捕獲の期間等は、「被害を防ぐための必要最小限」とすることを基本としていたが、指定管理鳥獣の管理にあたっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を推進することを念頭に置いて対応するよう留意するものとする。</u></p> <p><u>指定管理鳥獣の指定を検討するにあたっては、国が、都道府県等による生息状況及び被害状況等の調査結果に関する情報を収集する等して、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断するものとする。</u></p>
101		<p><u>都道府県は、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努めるものとする。</u></p>
102		<p><u>なお、指定管理鳥獣の効果的な捕獲等をするためには、個体群管理を行うために必要な一定の範囲で鳥獣の生息状況を把握しながら、必要に応じて隣接県とも調整を図りつつ、捕獲等を行うことが適当であること、鳥獣に関する保護管理事業は原則として都道府県が実施することとされていることから、都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成することとしている。</u></p>

項目	現行	変更案(赤字下線部)
103		<p><u>指定管理鳥獣の適切な管理のため、都道府県は、生息分布域等に関する調査や個体数推定等を実施して、当該都道府県内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。また、市町村が被害防止特措法に基づき鳥獣被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図るなど、関係主体が広域的及び地域的に連携するよう配慮するものとする。</u></p>
104		<p><u>国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定するとともに、管理の基本的な指針を定め、都道府県等による生息状況及び被害状況等の調査結果に関する情報を収集する等して、全国的な観点から各都道府県に対し取組状況の評価や技術的な助言を行う等により、都道府県による捕獲目標の設定、捕獲状況の速やかな把握、目標の達成状況の評価、必要に応じた目標の見直しが推進されるよう支援を行う。また、必要に応じて国が複数の都道府県による協力連携体制を構築すること等により、全国的な取組の水準を高めるよう努めるものとする。さらに、国の機関が自らの業務の遂行上必要があると認める場合においては、国の機関が管理する区域内で、当該都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が策定されている場合には当該計画と十分整合を図りつつ、国自ら捕獲等を行うこととし、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するものとする。</u></p>

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（新旧対照表案）

【Ⅲ】

項目	現行	変更案（赤字下線部）
1 250	Ⅲ 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項	鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項
		5 鳥獣の管理を目的とする場合
251	4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	(1)鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
252	(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	(略)
253	有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。 その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。 また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。	有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。 その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。 また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。
254	(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	(略)
255	被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記1に加え次のとおりとする。	(略)
256	① 基本的考え方	(略)
257	1) 基本的な方針	(略)
258	有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。	有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、 <u>指定管理鳥獣及び</u> 外来鳥獣等についてはこの限りではない。
259	狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワンシロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。	狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワンシロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の許可実績もごく僅少であることに <u>鑑みかんがみ</u> 、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。
260	なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。	なお、 <u>第一種特定鳥獣保護計画を作成している鳥獣若しくは</u> 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

項目	現行	変更案（赤字下線部）
261	また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。	また、 <u>指定管理鳥獣及び外来鳥獣等</u> による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、 <u>当該鳥獣の</u> 積極的な捕獲を図るものとする。
262	2) 予察捕獲	(略)
263	被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、①1)で示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。また、①1)で示した鳥獣の中でもツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の特定計画が作成されている鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。	被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、①1)で示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、 <u>指定管理鳥獣及び外来鳥獣等</u> についてはこの限りではない。また、①1)で示した鳥獣の中でもツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の <u>第二種特定鳥獣管理計画特定計画</u> が作成されている鳥獣については、 <u>第二種特定鳥獣管理計画特定計画</u> に基づく <u>数の調整個体数調整</u> としての捕獲に努めるものとする。
264	予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。	(略)
265	また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。	(略)
266	なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。	(略)
267	また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、特定計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、原則として特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとする。	また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、 <u>第二種特定鳥獣管理計画特定計画</u> の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は <u>第二種特定鳥獣の管理数の調整</u> に資するものでもあるから、原則として <u>第二種特定鳥獣の管理数の調整</u> を目的とする捕獲許可として取り扱うものとする。

項目	現行	変更案（赤字下線部）
268	3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項	(略)
269	<p>有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。</p> <p>また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。</p>	(略)
270		<u>住居集合地域等における麻酔銃猟の実施にあたっての留意事項</u>
271		<u>生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣又は都道府県知事の許可のほか法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻酔薬を使用する場合には、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。</u>
272	4) 特定計画に基づく個体数調整との関係	<u>第二種特定鳥獣管理計画特定計画</u> に基づく <u>鳥獣の数の調整個体数調整</u> との関係
273	<p>特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として特定計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、特定計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。</p>	<p><u>第二種特定鳥獣管理計画特定計画</u>の対象地域においてける、<u>第二種特定鳥獣</u>を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として<u>第二種特定鳥獣管理計画特定計画</u>に基づく<u>鳥獣の管理数の調整</u>を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、<u>第二種特定鳥獣管理計画特定計画</u>における捕獲目標数等との整合を図るものとする。</p>
274	② 捕獲許可基準の設定方針	(略)
275	<p>有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。</p>	(略)

	項目	現行	変更案（赤字下線部）
276	1)	許可対象者	(略)
277		原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。	原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、 <u>第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者</u> その他適切かつ効果的に <u>第1項同項</u> の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。
278		ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合	(略)
279		イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合	イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、 <u>ニホンジカシカ</u> その他の鳥獣を捕獲する場合
280		また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。	(略)
281		なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。	(略)
282		また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。	(略)

	項目	現行	変更案（赤字下線部）
283	2)	鳥獣の種類・数	(略)
284		ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、特定鳥獣については、原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。	ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、 <u>第二種特定鳥獣管理計画の対象地域では、第二種特定鳥獣</u> については、原則として「 <u>第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整個体数調整の目的</u> 」の目的の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。
285		イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(ア)又は(イ)に該当する場合のみ対象とするものとする。 (ア) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合 (イ) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合	(略)
286		ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。	(略)
287		ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しない。	ただし、 <u>指定管理鳥獣及び外来鳥獣等</u> に係る被害防止を目的とする場合にはア～ウは、適用しない。
288	3)	期間	(略)
289		ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。 ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。	<u>(ア)イ</u> 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。 ただし、 <u>捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合や、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。</u>
290		イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。	(略)
291		ウ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。	<u>(ウ)ウ</u> 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、 <u>許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等</u> 適切に対応するものとする。
292		エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。	(略)

	項目	現行	変更案（赤字下線部）
293	4)	区域	(略)
294		ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。	(略)
295		イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合には、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとする。	(略)
296		ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。 また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。さらに、休猟区での特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。	(ウ)ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。 また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、 <u>第二種特定鳥獣管理計画の作成などにより管理個体数調整</u> の推進を図るものとする。さらに、休猟区での <u>第二種特定鳥獣管理計画特定計画</u> に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。
297	5)	方法	(略)
298		空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。 なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。 また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。 さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用、結果として被害等の発生を遠因を生じさせないよう指導を行うものとする。	(略)
299	③	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備	(略)
300		有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。	(略)